

後期高齢者の質問票変更に関するQ&A－令和3年6月7日時点

後期高齢者の質問票変更に伴いお問い合わせのあった内容についてQ&Aを作成しました。
下記を参考にご対応いただきますようお願いいたします。

1	長寿健診で、新たな質問票（以下「後期質問票」という。）はいつから使用しますか。	令和2年4月1日以降の健診から後期質問票を使用します。
2	現在使用している質問票についても使用する必要がありますか。 ※質問票を2種類使用する必要がありますか。	現在使用している質問票については使用する必要はありません。 ※後期質問票のみで構いません。
3	後期質問票には既往歴や服薬状況等を確認する項目がありませんが、確認する必要はありませんか。	既往歴や服薬状況について、保険者はレセプト情報などから既往歴等の情報を確認することができますので、質問票での確認は不要です。 ※医師の診察内での既往歴確認は必須項目になっています。ご注意ください。 ※健診実施機関側で紹介状の発行等の判断のため必要でしたら任意で確認いただいで構いません。任意で確認した事項については健診結果等により報告する必要はありません。
4	後期高齢者医療の被保険者で75歳未満の方はどちらの質問票を使用しますか。	後期高齢者医療の被保険者（長寿健診の受診者）はすべて後期質問票を使用してください。
5	誤って後期質問票ではなく、現在使用している質問票を使用した場合はどうしたらよいでしょうか。	令和2年度については別途受診があった際などに後期質問票を取り直し、保険者へ報告してください。

6	「5」の場合、請求データの送信等はどのようにしたらよいでしょうか。	<p>質問票以外のデータを通常どおり国保連合会へ提出し、質問票については取り直し等した後、広域連合へ紙またはCSVデータで提出してください。ただし、本取扱いは令和2年度のみ対応ですので令和3年度以降は通常どおり国保連合会へ請求時に提出が必要です。</p> <p>※紙またはCSVデータで提出する場合は、事前に広域連合へご連絡をお願いします。</p>
7	<p>後期質問票を使用するにあたり、各質問項目の解釈についてご教授ください。</p> <p>※「お茶や汁物等でむせることがありますか。」は具体的な回数や周期等があるか。「ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか。」は家事等も含まれますか。 など</p>	<p>「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」の別添「後期高齢者の質問票の解説と留意事項」質問の目的や解説等が掲載されておりますのでそちらをご覧ください。</p>